

(目的)

第 1 条 本規程は一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下、「本会という」）権利擁護センターぱあとなあ千葉（以下、「ぱあとなあ千葉」という。）運営規程（規程第 21 号）に基づき、所属する会員による適切な成年後見業務の執行を確保することを目的として、ぱあとなあ千葉運営規程第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号の事業の実施について必要な事項を定める。

(ぱあとなあ名簿への登録)

第 2 条 本会は、次の各号に掲げる者を、その申請に基づき、第 8 条に定める審査を経て、成年後見人等候補者名簿（以下、「ぱあとなあ名簿」という。）に登録するものとし、登録された者を、ぱあとなあ千葉運営規程第 2 条第 2 項に定める「登録員」とする。

- (1) 所属する会員で、成年後見人養成研修（委託集合研修）の修了者
- (2) 所属する会員で、成年後見人養成研修（通信研修）の修了者
- (3) 所属する会員で、成年後見人養成研修（都道府県社会福祉士会研修）の修了者

2 本会は、前項に規定するぱあとなあ名簿への登録に際し、必要な研修の受講、およびぱあとなあ千葉運営委員会（以下、「運営委員会」という）が別途定める事項を条件とすることができる。

(ぱあとなあ名簿登録事項)

第 3 条 本会は、ぱあとなあ名簿への登録を次の各号の内容をもって行う。

- (1) 申請者の氏名、生年月日、住所
- (2) 申請者の会員番号、成年後見人養成研修受講者番号

2 本会は、必要に応じて前項規定する以外の項目を名簿登録事項とすることができる。この場合は、名簿登録申請者にあらかじめ告知し、同意を得るものとする。

3 登録員は、ぱあとなあ名簿登録事項に変更があった場合には、変更内容を速やかに本会に届けなければならない。

(登録の抹消)

第 4 条 本会は、後見等受任中および法人後見の事務執行者に就任中であることを除き、登録員から登録抹消の申請があった場合は、当該登録員をぱあとなあ名簿から抹消するものとする。

2 登録抹消申請者が、第 5 条第 1 項第 3 号または第 4 号に該当するときは登録抹消に応じず、同条同項に基づきぱあとなあ名簿から削除することができる。

(登録の削除)

第5条 本会は、登録員のうち次の各号に該当する者は、ばあとなあ名簿から削除するものとする。

(1) 本会の正会員資格を喪失した者

(2) 第11条に定める名簿登録料等の未納があり、納入督促に応じない者

(3) 「一般社団法人千葉県社会福祉士会会員の懲戒に関する規則(規則第6号)」により戒告以上の懲戒処分を受けた者

(4) 民法846条の解任および民法847条の欠格事由に相当する者

2 本会は、前項の規定によりばあとなあ名簿から削除した者について、その事実を家庭裁判所に報告することができる。

(再登録)

第6条 本会は、第4条に基づき登録を抹消した者から再登録の申請があったときは、第8条に定める審査を経て、ばあとなあ名簿に再登録することができる。

2 本会は、第5条第1項に基づき登録を削除された者が、その理由を解消して再登録の申請をしたときは、第8条に定める審査を経て、ばあとなあ名簿に再登録することができる。但し、この場合は理事会の承認を経なければならない。

(ばあとなあ名簿の登録期間および名簿登録更新)

第7条 ばあとなあ名簿登録の有効期間は、各年度の4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。登録初年度については、登録日からその直近の3月31日までとする。

2 登録員の次年度の更新申請は、各年度の2月1日から同月末日までの期間に行うものとする。

3 本会は、ばあとなあ名簿の登録更新にあたって、前登録期間に1回以上更新研修を受講していることを条件とすることができる。

(審査)

第8条 本会は、名簿登録、更新、再登録申請に基づき、当該年度の登録を認めるか否かにつき、ばあとなあ千葉において審査する。

2 審査は、原則として4月に行い、登録日は各年度の4月1日とする。年度途中の審査については、別に運営委員会が定める。

3 審査は、次に掲げる項目について総合的に評価し、ばあとなあ名簿への登録、更新の可否を決定するものとする。

(1) 千葉県社会福祉士会会費および第11条に定める名簿登録料等の納入状況

(2) 日本社会福祉士会社会福祉士賠償責任保険(Cプラン・成年後見業務)(以下、「ばあとなあ保険」という。)の保険料の納入状況

(3) 苦情申立てまたは裁判などの有無およびその状況

(4) 過去のばあとなあ名簿からの登録削除の有無およびその事情

(5) ばあとなあ千葉が実施する研修等の受講状況および活動報告の状況

4 審査によりばあとなあ名簿への登録および更新を認められないとされた者について

は、理事会の承認を経て家庭裁判所にその事実を報告することができる。

5 登録、更新を認められない者に対しては、理由を付して通知する。

(他県登録員の移動)

第9条 他の都道府県社会福祉士会において第2条に定める登録員に相当した者が本会の正会員となった場合、ばあとなあ千葉の「登録員」となるためには、第2条に定める手続きを経なければならない。

2 前項の移動が第11条の名簿登録料納付後の場合、当該年度の名簿登録料はこれを徴収しない。

(登録員の義務)

第10条 登録員は、公益社団法人日本社会福祉士会（以下、「日本会」という）の定める社会福祉士の倫理綱領および行動規範を遵守し、後見等活動に従事しなければならない。

2 登録員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 第12条に定める活動報告を行うこと

(2) ばあとなあ保険に加入すること

(3) 本会が行う研修等を受講し、研鑽に努めること

－本会が原則として年に2回以上実施する必須登録員研修のうち、少なくとも1回は必ず受講すること

－その他本会が実施する各種研修について、別に運営委員会が定める受講基準を満たすこと

－これらの受講基準を満たさない者の取扱いについて、別に運営委員会で定める

(4) ばあとなあ名簿登録内容を、日本会、家庭裁判所及び成年後見人等の候補者情報を必要とする個人もしくは団体に提供することを承認すること。

(5) 本会およびばあとなあ千葉の指導・助言を尊重し、その内容実現に努力すること。

(6) 業務遂行上知り得た情報について、社会福祉士の倫理綱領および社会福祉士の行動規範に従い、秘密保持すること。

(名簿登録料等)

第11条 登録員は、下記の名簿登録料等を納付しなければならない。

(1) 名簿登録料として毎年度10,000円。但し、当該年度10月1日以降に新規に名簿登録された者についてはこれを5,000円とする。

(2) ばあとなあ千葉独自の会費は、本会としては、当分の間、これを徴収しない。

2 本会は、前項の名簿登録料等を下記の費用に充てる。

(1) ばあとなあ千葉の運営費

(2) 日本会の「都道府県社会福祉士会負担金」

(3) ばあとなあ保険の基礎保険料および被害者救済基金拠出金

(活動報告)

第12条 登録員は、本会に対して年1回活動報告書を提出しなければならない（以下、

「定期報告」という)。この定期報告は、各年度の2月1日から同月末日までの間に行うものとする。

2 登録員は、次の各号に該当するときは、前項の規定に拘わらず活動報告書を提出しなければならない(以下、「随時報告」という)。

(1) 定期報告以外の報告が必要と認められるとき

(2) 後見等活動を開始したとき(任意後見監督人が選任されたときを含む)

(3) 後見等活動を終了したとき。および、引き継ぎ事務が完了したとき

(4) 任意後見契約を締結したとき

(5) 任意後見契約を締結しようとするとき(任意後見契約の締結に伴う任意代理の委任契約の締結を含む)

3 前2項の活動報告の項目について、運営委員会が別に定める。

4 登録員は、運営委員会が必要とみとめて面談(グループ面談含む)を要請した場合は必ずこれに応じ、活動状況の報告および運営委員会が必要とする書類を提出しなければならない。

(登録員に対する支援)

第13条 本会は、登録員が質の高い適正な成年後見事務を遂行できるよう必要な支援を提供するものとする。

2 本会は、第12条に定める活動報告を点検し、活動実態の把握と必要な指導助言を行うものとする。

3 本会は、初回受任者に対して、各々の登録員が家庭裁判所に提出する受任直後の事務報告書(就職時)および1年後に提出する初回報酬付与申立書および後見事務報告書に関して、登録員からの相談に応じ、適切な指導を行うものとする。

4 本会は、登録員の相談に応じ、登録員を支援するために、活動状況を把握できる体制を整備し、適宜登録員の活動状況把握に努める。

(名簿の管理と活用)

第14条 ばあとなあ名簿は、本会の管理のもとにおくものとする。

2 本会は、ばあとなあ千葉運営規程第3条に規定する事業の遂行のため、次の各号に掲げる機関へばあとなあ名簿を提出することができる。

(1) 管轄する家庭裁判所

(2) 日本会

3 本会は、各登録員の活動状況について、必要な事項を前項に規定する機関へ報告することができる。

(改廃)

第15条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を経なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、制定の日から施行し平成25年4月1日から適用する。

(研修実施の留保)

- 2 第2条第1項第3号の研修(成年後見人養成研修・都道府県研修)については、平成25年度は実施しないものとする。
- 3 第7条第3項の研修(更新研修)については、平成25年度は実施しないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、制定の日から施行し平成25年10月1日から適用する。

(施行期日)

- 1 この規程は、改正の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 第2条第1項第3号の研修(成年後見人養成研修・都道府県社会福祉士会研修)については、平成27年度は実施しない。
- 3 第7条第3項の更新研修については、当分の間、必須登録員研修をこれにあてる。